

# 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟普及指導員規程

## (目的)

第1条 我が国におけるペタンク愛好者の普及拡大と、ペタンクの楽しさと基本的な技術を教え、かつ理解を深めるために、公認指導員の他に、新に普及指導員制度を設ける。

## (責務)

第2条 普及指導員は、第1条の目的達成のため、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟(以下「本法人」という。)普及指導員として、ペタンクの普及、振興を第一の責務と自覚し、熱意をもって行動しなければならない。

2 普及指導員は、ペタンクの技術、指導力の向上の為、研修と研鑽に努め、本法人の指定する講習会等に参加出来るように務める。

## (資格認定)

第3条 普及指導員資格は、次の各号を満たす者に与えられる。

- (1) 別に定める本法人普及指導員の資格取得検定試験に合格した者。
- (2) 別に定める資格取得試験検定料、認定料を納めた者。

## (資格の登録)

第4条 前条の資格認定を満たす者の所属する加盟協会は、資格取得者を取りまとめのうえ、本法人へ登録手続きをしなければならない。

- 2 登録手続きがあったものに対し、本法人普及指導員証を交付する。
- 3 翌年度以降の資格更新手続きについては、毎年度都道府県協会を経て、本法人へ手続きするものとする。

## (資格の喪失)

第5条 普及指導員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 本法人の会員でなくなったとき。
- (2) 普及指導員資格の更新をしなかったとき。
- (3) 普及指導員として任務遂行上、不的確とみとめられたとき。

附 則 本規程は、平成23年6月1日より施行する。

附 則 本規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

## 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟普及指導員講習内容

- 1 本認定講習の実施は、公益社団法人ペタンク・ブール連盟が示す「普及指導員認定講習内容（ガイドライン）」に沿って各都道府県ペタンク協会が単独または、複数の都道府県協会が合同で行うものとする。
- 2 本認定講習会の内容は次のとおりとし、全体を6時間で完了とするが、この時間を超えて実施しても良い。また、2回に分けての実施も認める。

普及指導員資格認定講習内容（ガイドライン）

講 習 内 容	時 間
(実 技) ボールの持ち方 ボールの投げ方 ゲームの進め方(楽しく・興味を持たせる) 机上では説明しにくいルール ペタンクのマナー 計測の仕方 実技検定	3時間
(理 論) 競技規則 検定試験	3時間

- 3 普及指導員資格講習会の検定料・認定料は次のとおりとする。

- (1) 検定料 2,000円
- (2) 認定料 1,000円(年間)